

新旧対照表

外国証券取引口座約款	
新	旧
第 1 条～第 26 条 （現行どおり）	第 1 条～第 26 条 （省略）
（届出事項）	（届出事項）
第 27 条 申込者は、住所、氏名、 <u>（法人のお客様の場合 は所在地、名称及び印影）</u> 及び共通番号等を 当社所定の書類により当社に届出るものと します。	第 27 条 申込者は、住所、氏名、印鑑及び共通番号 等を当社所定の書類により当社に届出るもの とします。
（届出事項の変更届出）	（届出事項の変更届出）
第 28 条 申込者は、当社に届け出た住所、氏名、共 通番号等 <u>（法人のお客様の場合は所在地、名 称、共通番号等）</u> に変更のあったとき、又は 届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を 当社所定の手続きにより当社に届出るもの とします。	第 28 条 申込者は、当社に届け出た住所、氏名、共 通番号等に変更のあったとき、又は届出の印 鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所 定の手続きにより当社に届出るものとしま す。
第 29 条～第 32 条 （現行どおり）	第 29 条～第 32 条 （省略）
（免責事項）	（免責事項）
第 33 条 次に掲げる損害については、当社は免責さ れるものとします。 （１）～（２）（現行どおり） （３）当社所定の書類に押印した印影と届 出の印鑑とが相違ないものと当社が 認めて、金銭の授受、保管の委託をし た証券の返還その他の処理が行われ たことにより生じた損害 <u>（但し、法人 の場合に限ります。）</u>	第 33 条 次に掲げる損害については、当社は免責さ れるものとします。 （１）～（２）（省略） （３）当社所定の書類に押印した印影と届 出の印鑑とが相違ないものと当社が 認めて、金銭の授受、保管の委託をし た証券の返還その他の処理が行われ たことにより生じた損害
第 34 条～第 36 条 （現行どおり）	第 34 条～第 36 条 （省略）
附 則	附 則
2009 年 6 月 1 日 制定	2009 年 6 月 1 日 制定
2010 年 4 月 1 日 施行	2010 年 4 月 1 日 施行
2010 年 7 月 1 日 施行	2010 年 7 月 1 日 施行

2012 年 1 月 1 日 施行	2012 年 1 月 1 日 施行
2013 年 9 月 6 日 施行	2013 年 9 月 6 日 施行
2015 年 12 月 14 日 施行	2015 年 12 月 14 日 施行
2017 年 1 月 1 日 施行	2017 年 1 月 1 日 施行
2017 年 5 月 30 日 施行	2017 年 5 月 30 日 施行
2019 年 3 月 1 日 施行	2019 年 3 月 1 日 施行
2020 年 4 月 1 日 施行	2020 年 4 月 1 日 施行
<u>2021 年 6 月 21 日 施行</u>	